

公益財団法人長野県市町村振興協会市町村振興事業実施要綱

平成 22 年 1 月 28 日制 定

平成 24 年 4 月 1 日一部改正

平成 27 年 2 月 9 日一部改正

(目的)

第 1 条 この要綱は、公益財団法人長野県市町村振興協会(以下「協会」という。)が、市町村の振興、発展に寄与する事業に対し、助成することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱でいう「市町村振興事業」は、市町村の振興、発展に寄与する事業であり、かつ、この要綱の規定に基づき、協会が助成する事業をいう。

2 この要綱で「市町村等」とは、長野県に存する市町村及び市町村が構成する広域連合又は一部事務組合をいう。

3 この要綱でいう「助成金」は、この要綱の定めるところにより、市町村振興事業を実施する者に対して交付する反対給付を求めない資金をいう。

4 この要綱でいう「助成団体」とは、助成金の交付を受ける者又は市町村振興事業を実施する者をいう。

(市町村振興事業)

第 3 条 市町村振興事業は、次のいずれかに該当する事業(以下「助成事業」という。)とする。

(1) 不特定多数の住民の利益に資することを目的として、市町村等及び市町村の関係団体等の職員等に対し、その資質の向上、知識や技能の習得を目的として研修を行う者として協会が認める者の活動に要する費用を助成する事業(「研修助成事業」という。)

(2) 住民の利益に資するため、市町村等及び市町村が認めるコミュニティ組織等が、地域の振興を目的として協会が認める事業を実施する場合、その活動に要する費用を助成する事業(「地域活動助成事業」という。)

(3) 住民の利益に資するため、市町村等が構成員として参画する協議会等、協会が別に定める者が、市町村振興を目的として協会が認める事業を実施する場合、その活動に要する費用を助成する事業(「市町村振興助成事業及び市町村関係団体支援事業」という。)

(助成金の交付額)

第 4 条 助成金は、助成事業に要する額を超えない範囲で協会の予算の範囲で交付する。

(助成事業の実施期間)

第 5 条 助成事業は、協会の会計年度を超えてはならない。ただし、やむを得ない事情により、年度内に事業が完了できない場合で協会の承認を得た場合は、この限りでない。

(助成金の交付申請)

第 6 条 助成金の交付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した助成金交付申請書(様式第 1 号)を協会に提出するものとする。

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所

- (2) 助成事業等の目的及び内容
- (3) 助成事業等の経費の配分、経費の使用法、助成事業の完了の予定期日その他助成事業の遂行に関する計画
- (4) 交付を受けようとする助成金等の額及びその算出の基礎

2 削除

(助成金の交付決定)

第7条 協会は、助成金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成金の交付を決定したときは、助成金の交付決定（助成金の交付申請者と支払先が異なる場合は「交付承認」という。以下同じ。）を行い、申請者に文書により通知するものとする。

2 協会は、助成金の交付決定にあたり、助成事業に要する費用を、助成金の交付申請者に代わって支払うことが合理的な場合は、前項の交付決定に代えて事業費の支払いを決定することができる。この場合、申請者には、支払い承認（以下「交付決定」に含むものとする。）をする旨、文書により通知するものとする。

(助成金の交付の条件)

第8条 協会は、助成金の交付決定をする場合において、助成金の交付の目的を達成するため必要があるときは、助成金を交付する者に対し、次に掲げる事項につき条件を附することができる。

- (1) 助成事業を行うため締結する契約に関する事。
- (2) 助成事業に要する経費の使用法に関する事。
- (3) 助成事業により取得した財産又は効用の増加した財産の管理に関する事。
- (4) 助成事業に要する経費の配分又は助成事業の内容の変更（助成金額に変更を生じない軽微な変更を除く。）をしようとするときは、すみやかに協会に報告してその承認を受けるべき事。
- (5) 助成事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は助成事業が予定の期間内に完了しないとき（遂行が困難となったときも含む。）は、すみやかに協会に報告してその承認を受けるべき事。
- (6) 前各号のほか、助成事業の遂行につき特に必要と認められる事項

(助成事業の変更又は取り下げ)

第9条 助成金の交付決定又は交付承認を受けた者は、助成金の交付決定を受けた助成事業の内容または期間等の変更をしようとするときは、その理由を記載した助成事業変更申請書（様式第2号）により協会の承認を受けなければならない。ただし、助成金の額が変わらない場合で、軽微な変更についてはこの限りでない。

2 助成団体は、助成金の交付決定を受けた助成事業を実施しない場合は、助成取下申請書（様式第3号）により助成事業の取り下げを行わなければならない。

(実績報告)

第10条 助成団体は、助成事業が完了した場合は、次に掲げる事項を記載した実績報告書（様式第4号）に領収書等の証拠書類を添付して協会に提出しなければならない。ただし、団体の活動費に対して助成する場合は、団体の決算報告書の提出をもって実績報告とみなすことができ

る。

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所

(2) 助成事業等の目的及び内容

(3) 助成事業等の経費の配分、経費の使用方法、助成事業の完了の期日その他助成事業の実施状況

(4) 助成金の交付決定日及び交付決定額

(5) 助成金の精算方法等

2 第7条第2項の交付決定を受けた助成事業については、実績報告の提出を要しないものとする。

(助成金の確定)

第11条 協会は、実績報告書が提出された場合は、その内容を審査し、助成金額を確定するものとする。

2 助成金の確定により既に交付された助成金との差額が生じた場合は、その額を精算するものとする。

3 助成団体は、既に受けた助成金が確定額よりも多い場合は、その額を協会に返納しなければならない。ただし、協会が認めた場合は、返納を免除することができる。

4 助成事業を取り下げた助成団体は、既に交付を受けた助成金を返還しなければならない。ただし、協会が特に認める場合は、その全部又は一部の返還を免除することができる。

(助成金の請求)

第12条 助成団体は、助成金の確定を受けたときは、協会に対し助成金支払請求書(様式第5号)により支払い請求を行うことができる。

2 協会は、前項の支払い請求を受けたときは、助成団体の指定する金融機関の口座に助成金を振り込みにより支払うものとする。

3 助成団体は、必要な場合は、交付決定を受けた助成金を概算払いにより請求することができる。この場合は、協会に助成金概算払請求書(様式第6号)を提出して行うものとする。

(状況報告)

第13条 協会は、助成団体に対し、必要に応じ、助成事業の遂行の状況について遂行状況報告書(様式第7号)により報告を求めることができる。

2 協会は、完了した助成事業について必要と認めるときは、助成団体に対し報告を求めることができる。

(助成事業の遂行の指示)

第14条 協会は、助成団体の報告等により、必要と認める場合は、その者の助成事業の遂行について指示することができる。

2 協会は、助成団体が前項の指示に従わなかったときは、その者に対し、助成事業の一時停止を求めることができる。

(財産の処分制限)

第15条 助成団体は、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「財産」という。)について、助成事業の目的に沿って有効に活用しなければならない。

2 助成団体は、財産を助成事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保

に供してはならない。ただし、助成事業の完了の日から5年間を経過した場合はこの限りでない。

3 助成団体は、前項の期限を迎える前に財産を目的に反して使用等しようとする場合は、財産処分承認申請書(様式第8号)により協会の承認を得なければならない。ただし、助成事業の目的の支障とならない範囲で、かつ一時的な使用については、承認は不要とする。

4 協会は、財産が助成金の交付目的に反して使用等されていると認める場合は、既に交付した助成金の全部または一部の返還を求めることができる。

(立入調査等)

第16条 協会は、助成事業に関し必要があると認めるときは、市町村等又は助成団体に対して報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年1月28日から施行し、平成22年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は、公益財団法人長野県市町村振興協会の設立登記の日(平成24年4月1日)から施行し、平成24年度分の事業から適用する。

附 則(平成27年2月9日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。